

令和6年第5回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和6年5月16日（月） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第14号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第15号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第17号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第18号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
議案第20号 農地利用最適化推進委員の選出について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎 6番 浅野 均 7番 塙 佳樹
8番 柴沼 栄 9番 菅谷 幸治 10番 飯島 栄
11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
5番 飯塚 利之
- 5 説明のため出席した者
事務局長 岡田 将之 農地係長 室町 直宏 主 任 中村 裕一
主 事 中野 沙耶香 主 事 青木 祐哉
- 6 総会の大要 午後2時25分閉会

議長	只今，出席委員は11名で，欠席委員は5番 飯塚委員です。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これより，令和6年第5回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，8番 柴沼委員，9番 菅谷委員，以上2名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立してご質問をお願いいたします。 また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族，若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。 なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。 それでは，議事に入ります。 報告第14号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	（報告第14号について議案書のとおり報告）
議長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご質問等もないようですので，報告第14号は原案どおりといたします。 次に，報告第15号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	（報告第15号について議案書のとおり報告）
議長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご質問等もないようですので，報告第15号は原案どおりといたします。 次に，報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。

事 務 局	(報告第16号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご質問等もないようですので、報告第16号は原案どおりといたします。 それでは議案に入ります。 議案第17号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番について、議席番号4番 萩島委員から説明をお願いします。
萩 島 委 員	4番 萩島です。議案第17号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る5月9日、塙委員、飯島委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑2筆978㎡、田1筆578㎡です。申請事由は、これまでも申請地を相対で借りて耕作しており、自宅からも近いため、売買による所有権移転です。作付予定は、畑が馬鈴薯外、田が水稻です。畑の方ですが二つに分かれている状況でして、道路付の建物が作業小屋という形であります。別利用の不安がありましたが、古い建物で別の方に貸す等の心配は無く、単純に軽作業しかできないような建物でした。家庭菜園で野菜が作られている現状は見受けられます。田の方ですが、1枚の田になっていますが3筆が1枚になっています。真ん中の部分を譲受けたいという申請になります。間に畔が無いので申請地を買ってそこだけ出来るのかと感じました。実際、1枚になった面積で別の方が田植えをしておりました。ここを買い取って水稻を行うのは現実的に難しいのではないかという印象を受けました。農機具ですが、田植機は譲渡人から借りるということでしたが、譲渡人は所有していませんでした。所有していないものを借りるというのは不可能です。申請の内容に現実と異なることがあります。畑の方は許可相当とも考えましたが一体としての申請なので、全て不許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、萩島委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第17号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番を不許可とすることに決しました。 次に、議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番と2番を、議席番号7番 塙委員から説明をお願いします。
塙 委 員	7番 塙です。議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の説明いたします。去る5月9日、萩島委員、飯島委員、私と事務局3

	名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆2,356㎡で、転用事由は、申請地に建売住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。住宅地を造成し、建売住宅6棟を建設、販売しようとするものです。申請地は市道に接しており、上下水道も整備されております。他の農地への影響もないことから許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆410㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。申請地は市道に接しており、上下水道も整備されております。他の農地への影響もないことから許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、塙委員から説明がありました。ご質問等ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番を許可 2番を許可することに決しました。 次に、議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で18件あり、11件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定、7件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権設定になります。今回、受人は全て従前の利用権を設定していた方になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。ご質問等ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は、原案どおり承認することに決しました。 次に、議案第20号「農地利用最適化推進委員の選出について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	最適化推進委員の欠員に伴い、令和6年4月16日から5月7日まで募集を行いました。先程の、推進委員候補者評価委員会の評価を経て候補者を選

議	長	出いたしました。つきましては、議案第20号「農地利用最適化推進委員の選出について」を議案書のとおり提案させていただきますので宜しくお願い致します。
	議	只今、事務局から説明がありました。ご質問等はございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議もないようですので、議案第20号「農地利用最適化推進委員の選出について」は承認することに決しました。
	議	以上で、令和6年第5回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和6年5月16日

議 長

署名人

8 番

9 番